

栗東市地域包括支援センター運営業者選定取扱要領

1 目的

本要領は、市（以下「発注者」という。）が介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の47の規定に基づき、包括的支援事業等の地域包括支援センター運営業務を委託することについて、本業務の受注者（以下「受注者」という。）を選定するにあたり必要な事項を定める。

2 選定の考え方

- (1) 栗東市高齢者福祉計画・介護保険事業計画に適合しているとともに、広く地域に開かれ、地域における高齢者のための福祉の推進拠点としての機能を発揮できる法人を選定するものとする。
- (2) 圏域地域包括支援センターが実施する事業に対して熱意と知識・経験を有し、健全及び運営が確実な法人を選定するものとする。
- (3) 圏域地域包括支援センターの運営にあたり、運営計画及び人員の配置等について、長期的に安定した運営ができる法人を選定するものとする。

3 選定の方法

- (1) 栗東市地域包括支援センター運営業務公募型プロポーザル実施要領に基づいて、公募期間までに提出された参加表明書及び運営業務提案書等を審査の対象とする。
- (2) 1次審査
提出された書類に不備がないかなどを審査する。
- (3) 2次審査
提出された書類の内容やプレゼンテーション・ヒアリングによる総合的な評価選考による審査を行う。
- (4) 2次審査における選考基準
別紙「地域包括支援センター審査判定基準表」に示す採点項目ごとに得点を付与することにより総合的に評価を行うものとする。総合評価の結果、評価項目毎の基準点以上であり、かつ各審査員より最多の最上位評価を受けた法人の中から選定するものとする。最多の最上位評価を受けた法人が複数となった場合は最多の次点上位評価を受けた法人を選定するものとします。
なお、選定された法人が辞退した場合には、上記を満たした次点の法人を選定するものとする。
- (5) 法人選定の決定
市長は、上記(4)により選定した法人を地域包括支援センターの受注者に決定するものとする。

4 審査の方法

- (1) 審査は1次審査の書類審査を経た法人でなければ、2次審査の対象としない。
- (2) 1次審査の書類審査においては、次の事項等の確認を行うものとする。
 - ① 応募書類に不備がないこと
 - ② 「栗東地域包括支援センター運営業務 公募型プロポーザル実施要領」の「3. 参加資格」に該当し、「4. 応募法人等の制限」に該当しないこと
- (3) 2次審査のプレゼンテーションは原則として代表者(理事長又は代表取締役)、センター長(業務責任者)またはその予定者の3名以内の出席を求める。
- (4) プレゼンテーションは1事業者あたり20分以内で行うものとする。なお、プレゼンテーション終了後質疑応答の時間は10分間とする。

5 審査委員

- (1) 1次審査は次の者が審査するものとする
福祉部 長寿福祉課長、福祉部 長寿福祉課 課長補佐
- (2) 2次審査は栗東市介護サービス事業者等審査委員会で審査するものとする。

6 法人への通知

市長は、受注者を決定した場合及び決定しない場合についてもその結果を当該法人に通知するものとする。

7 その他

- (1) 審査に提出された参加表明書や運営業務提案書等の書類は返却しない。
- (2) 審査結果に対するいかなる異議の申し立ては認めない。
- (3) プレゼンテーションの開始時刻、場所等詳細は後日連絡をする。